

# 令和3年度第1回 熊本市立野外教育施設運営協議会 会議録（要旨）

## I 開催日時

令和3年10月21日（木）午前9時30分～午前11時15分

## II 開催場所

熊本市議会棟2階 議運理事会室

## III 出席者

### 【委員】

中川 保敬 委員  
小林 寛子 委員  
森江 史子 委員  
久保 誠治 委員  
濱田 孝正 委員  
山本 一郎 委員  
清田 晃子 委員  
甲斐 誠一 委員  
西村 一弘 委員  
下田 幸成 委員（欠席）

### 【事務局】

田口 清行（青少年教育課長）  
井上 雅弘（青少年教育課副課長）  
寺崎 真治（青少年教育課主査）  
福島 英樹（青少年教育課参事）  
松岡 達明（青少年教育課主任主事）

## IV 会次第

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 協議 金峰山少年自然の家再建事業について
- 4 その他
- 5 閉会

## 1 開会

(事務局)

おはようございます。それでは、ただいまより、令和3年度第1回、熊本市立野外教育施設運営協議会を開会いたします。

初めに、今年度第1回の協議会にあたり、新たな委員をお迎えしておりますので、運営協議会委員名簿に従い、委員の皆様をご紹介させていただきます。(各委員紹介)

続きまして事務局の職員を紹介させていただきます。(事務局職員紹介)

それでは、田口青少年教育課長がご挨拶申し上げます。

(青少年教育課長)

それでは改めましておはようございます。

4月より、青少年教育課の課長を拝命いたしまして、昨年度、教育審議員で多くの委員の皆様には、色々とお世話になっており、本年度もどうぞよろしく申し上げます。

本日は、第1回の熊本市立野外教育施設運営協議会に、お集まりいただき、この金峰山少年自然の家の再建にあたりまして、様々なご意見をいただきたいと思っております。

現在、この金峰山少年自然の家の再建にあたりましては、整備運営審議会を設けまして、建築、経済、学校関係の方、それから社会教育の方等、専門的な立場から様々なご意見をいただき、本日も、ご説明します実施方針、要求水準書等を整理しているところでございます。

本日は、再建事業、また、事業手法、実施方針等をご説明させていただきます。新たな金峰山少年自然の家の運営にあたりまして、様々なご意見をいただき、よりよいものをつくっていきたいと思っておりますので、どうぞたくさんのご意見をいただければと思っています。

また、これまでの基本計画等も多くの意見をいただきながら、作成が進みまして、重ねて感謝申し上げます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは、次に、今回の協議会の成立について、ご報告いたします。

本日は委員10名中9名にご出席いただいておりますので、熊本市立野外教育施設運営協議会運営要綱第4条第2項に基づき、本日の協議会が成立していることをご報告いたします。

それでは、昨年度、会議で議長を中川委員にお願いしております。本日の議事進行を、また、議長にお願いしたいと思います。中川委員どうぞよろしくお願いいたします。

(議長)

改めておはようございます。

今年度初めて会議を開催するというので、事前に市民アンケートを送っていただき、

私もずっと見させていただいたけれども、その中で、やはり子どものときに楽しかった思い出と、金峰山少年自然の家は是非残してほしいという、ご意見が多数あったかというふうに思います。

ただ、一つ私が気になったのは、楽しかったというのは非常に基本的にいいことかなと思いますけれども、少し寂しかったのは、そこで何か学んだっていうのを生かしたというのがなかったのが少し残念かなと。

これから、この事業については、やはりそのあたりの学びというか、それを生活の中で生かすというところに主眼を、そこも含めて、考えていくべきかと。もちろん子どもだけじゃなく、一般の人もというところも非常にご意見が多かったと思います。そういうものを踏まえて、今日再建事業の内容を説明されると思います。

先ほど、課長様の挨拶にもありました、よりよい運営ができるように、ぜひ今日も、たくさんご意見をいただいて生かせるように、ご協力をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、協議事項を事務局のほうから説明をいただいた後に、まとめてご意見をいただきたいと思います。金峰山少年自然の家の再建事業について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

金峰山少年自然の家再建事業資料、事業手法資料、実施方針案検討資料について説明

(議長)

ありがとうございました。今、三つに分けて説明をしていただき、最初に申しましたように、全部一括でというところではあるのですが、質問については、最初に項目をおっしゃっていただいて、ご意見をいただければと思います。

それでは、再建してそのあとどうか、子どもたちに自然体験ができるかというところ、一般利用も含めてですけど、ご意見をいただければと思います。

(委員)

ご説明ありがとうございました。中身を聞く限り、色んなことがこれから起こるといのはよくわかったのですが、お金の支払い等に関しては、基本的にはこのPFI方式というところは確認してよろしいのですよね。こちらはおまかせしますって感じなのですが、気になるところは、実際に業者が決まって着工するまでに時間もありますし、そして具体的にその建物ができるのは、令和7年ということになると、その建物のソフトの部分、つまり、どう活用するかっていうところをどう話し合いを、いつごろから具体的に話をして、その中で、責任者といいますかその事業の主体になる人たちがどういう人たちで、その選定をするのかしないのか、あるいは、どういう方でもそれに参加することができるのか。

一番気になるのは、建物ができただけですぐにこのソフトの部分が、もう、レディー・

フォー・ユースじゃないのですが、すぐに使えるようになるのかどうかってところがすごく気になる部分なので、令和7年までのソフトの中身の状況をどういうふうに進めていくのか、もしかしたらもう、ご説明の中にあっただけかもしれませんが、そのところがよくわからなかったの、もう一度お願いします。

(事務局)

仮にPFI方式ということで決まった場合、現在、参加グループを組成、検討されていますが、設計・建設については、どのような維持管理、運営をするのかというのを、事業者間、グループの中でしっかりお話をさせていただいてつくるとい形になりますので、出来てから運営準備、維持管理準備するのではなくて、運営も見越した施設整備に入っていくということでございます。

現在、マーケットサウンディング、意見交換会をしていますけれども、10数社、本格的に検討いただいております。実際、準備段階ですけどグループ組成が出来ているところもございますし、グループを検討されているところもございます。

市の基本計画、再建事業についての基本的な考え方についての意見交換をやっていますが、それを見越した中で、どういう地域との連携事業をやっていくのか、自然体験活動をどのように継承をする部分、拡充する部分など、色んな準備にも着手をされておりますので、そこを見越した形で、出来てから考えるというよりも、考えをきちんと持たれた中で設計に生かすというような取組というふうに思っているところです。

(委員)

そここのところの、時系列のことがすごく気になるのですが、PFI方式でもし決めるということになりますと、その維持管理・運営企業の委託請負は全部一括でやりますよね。ということになると、具体的に選定事業者が決定するのは、今のところ令和4年10月ですよね。そうするとこれから1年間、どうするかっていうところが、一番知りたいのと、先ほど、これを決めるのにあたって、やはり市民のワークショップの開催業務みたいなことで、すごく市民の声を反映する場が必要だというご説明がありました。本当にそう思うのです。でもそれは、これで見ると設計業務として、この請負業者が決まってからでないと、市民が入れない感じに見えるので、その過程でどういうふうな動きをされるのか。その選定業者の中に、ある程度もうお考えになっている、こんなところが基礎だということがあるのかどうか？具体的に市民としてそういうことに話し合う場があるのかどうか、この1年間の過ごし方ってすごく重要な気がするの、そのあたりを教えていただければと思います。

(事務局)

まず、基本計画を策定する段階において、決定前に、素案の段階でパブリックコメントを実施し、同じく、市民アンケートをとりました。その意見等を踏まえて教育委員会会議に報告して決定しました。

今後、教育委員会の意向、実施方針案を来月に、市長、副市長、関係局長で構成する政策会議というところで諮ります。

そこで事業手法がある程度これでいこうということで、それを踏まえて教育委員会会議で決定します。それを年内に、市議会に報告して、方向性を出すということでございます。

ですから、1月から3月まで実施方針案、要求水準書案を事業者の皆さん、市民の皆さんにも見ていただくように公表します。

事業者募集を4月からの予定ですけれども、設計から市民ワークショップ部分があって、これは事務局として確定しているものではないのですが、ある程度の形が見えたほうが市民の意見は出やすいと思うので、さらにこういう風にといい形での、何らかの市民ワークショップなりが、出来ないかなと思っています。

具体的には、校長会、校長先生のご意見をさらにいただき、そして、実施方針案について事業者からもご意見をいただき、利用団体、学校と、また青少年団体とも話をしていく必要があると思っていますので、できる限りのそういった事業者が決まるまでの期間を有効に活用したいというふうに思っているところでございます。また、そのあたりもアドバイスいただければと思います。

(委員)

すごく重要なことだと思っているので細かく聞くのですが、ということは運営に関しての話合いをまず市議会レベルで決めるのが、これから年末までの間、そして令和4年の1月から3月までの間に実施方針案を市民にも公開するということですね。ということになった場合、市民への公開とかワークショップ、そういう皆さん方のご意見を聞くような場を4月から10月までの間に持とうというご意向ですか。

(事務局)

来年の1月には実施方針案等を公表予定ですので、市民の皆さんからご意見をいただきたいし、事業者からのご意見もいただきたい。募集期間についても、いただく期間はつくらなければならないというふうに思っています。

実際事業者が決まっても、またある程度の絵を描いた段階で、市民の皆さん、子ども、大学生の建築専門の方とか、そういうワークショップを事業者の方々にもしていただくという形で考えています。

(委員)

事業者が決まった後のワークショップは余り気にしてないですね。事業者の責任者が完璧に決まっている段階なので、そこに対して、色んな要望を出す機会があるというのは分かるのですが、私が気になっているのは、市民に公開して4月から10月までの間に色々なディスカッションされたことを、ここに13ページに掲載されている審議会がどの業者を選ぶかというときにきちっと反映していただきたいと思うのです。というのは、何のために

この審議会の人たちがこの審議をするのか、何を基準に選ぶかというときに、その市民の声がちゃんと受入れられる業者さんを選んでいただきたいというのが私の希望です。

(議長)

ありがとうございました。ほかにありませんか。

(委員)

実施方針案の2ページ、SDGsとりわけ近年は、これの考え方に基づいて、施設の件とか、そういうふうにかこう書いてあるのですが、事業の中身を見たときに、例えば環境教育であったり、SDGs自体を学べるという仕組みが、あまり明記されてないから野外活動が中心になっているので、環境教育の部分であったりとか、今再生可能エネルギーの部分も。その中でも学ぶ機会ってやはりあると思うので、そういう実体験として学ぶようなチャンスを盛り込んでいくほうがいいかなと。

この中のアとイについては、施設の考えに基づいて整備しますっていうのはよく分かるのですが、その事業というか、その取組の中身として学ぶ要素としてSDGsが、しっかり位置づけられたほうがいいかなというふうに考え、感じましたので、そういうのがあるといいなど。

事例としては、イギリスのほうにCATという施設があるのですが、例えば、落ち葉を集めて何年経過したら、土にかえるっていうのは、時系列でみるようなものがあったりしていますので、そういうのを金峰山の自然の中で、こう、行っただけでぱっと分かるような施設っていうかですね、そういう学ぶ機会として整備するとか、そういうアイデアは色々あると思うので、そういうのを是非入れたほうがいいかなというのが一つあります。

もう一つは、野外活動や、今はもうチームビルディングで、阿蘇のほうでもそういう施設もあるのですが、例えば、みんなで協力して乗り越えてくようなプロジェクトアドベンチャー的なアクティビティーとかそういうものも、より子どもたちが協力することで、そのつながりを実感できるようなことも、ぜひ何か具体的なプログラムの中に盛り込んでいただくと非常にありがたいというふうに思っています。以上が要望的なことでございます。

(事務局)

運営プログラムの展開・開発というのは非常に重要なポイントといたしますか、実施方針の案を検討資料として出させていただいたのですが、この実施方針案に基づいて、具体的な運営水準あたりを今、作成、作業をしております。

先日の整備運営審議会で見させていただいて、ご意見があったのですが、先ほど委員からおっしゃった意見も踏まえて、しっかりと具体的な、どういうプログラムというのを、今約10数項目出しておりますので、その視点はしっかり書き込みながらやっていきたいと思っております。

(議長)

そのほかどうぞ。

(委員)

実施方針の22ページにサービス購入費の考え方っていうのがございます。基本的に先ほどの令和7年度のスタートの人数が、1万3,700人、その中で、構成としては小学校が6,900人、中学生が300人、そして主催事業1,800人。これで全部合わせると9,000人になるので、65%が何らかの減免といたしますか、そんな形で動いている。

いわゆる事業者として、使用料をもらう方が35%の4,700人という想定なのです。想定としてそれで考えておられるのかが一つ。

それから、そのときに、先ほどの委員のお話でもありますが、このPFI方式になったときに、様々な色んなものがあったとしても、ある事業やその会社が設立、決定をされますと、その中身、そこが基本的には運用していく形になっていくので、先ほど出ていますような、主体的にこの施設をどういうふうな形にするかというのは、そこに任される可能性のほうが高くなる。そうすると色んな意見、色んなものを踏まえて選定をされるのでしょうけども、そこの中でのプロセスとしてこういうふうに魂を入れ込んでいくような形をどういうふうにするかを、余白をつくっておかないと、その合同会社が、もううちが請け負いましたのでそこでうちがやっていきますという形になると、いわゆる職員の継続性や中身の問題や、人をどう育成しているのか、そういったものを、ある程度その審議会、色んな形の中で条件をつけておかないと、開かれた形の金峰山少年自然の家にはなりにくい。

なぜかという、このPFI方式は、名前はもちろんそうなのですが、私の知っている限りでも、結局、契約一括方式にして運用する、どんな形をするにしても、最初からこの設計建設の中に解体費用が入っていて、この解体事業も結構かなり高い値段なので、この解体費用がこの方式の中に入っているってこと自体もどうかっていうのは、意見が分かれるかもしれませんが、それが、どれぐらいの費用になっていて、実態としてそれが、PFI方式でいった場合に、リスクとしてどういうふうに担っていくのかという問題も一つは書かれているような気がするのです。ですから、一つはその主催の主体性をどう保っていくかという形のもの、審議会にどういう条件をつけていかれるかということと、この主催事業のところは65%で35%が、ほかの利用からすると、利用料の収入でどんどん減っていくので、やっぱりサービスの低下、色んなものを招いてくる。

そうすると、先ほど委員の言われたSDGsの学び、あるいは体験学習や色んな子どもたちが今抱えている問題を考え、行動を改めていくというようなそういう次の市民をつくっていくような金峰山自然の家にかこうしていくときのソフトや色んなもの、そういったものっていうのは、やはりお金もかかるし時間もかかるし、専門的な人もいます。

その一見矛盾するようなものをどう、こう補完するのか、あるいは、その中でどういうふうに考えていくのかっていうのが、一つの質問でございます。

(事務局)

利用者の想定数も出しておりますが、基本的に、小学校、中学校の集団宿泊教室に掛かる経費は、光熱水費、維持管理費、人件費も含めて自治体が負担します。

そのほか委員がおっしゃったように、一般市民の部分の運営を、それで、どうするのかというのは非常に大きなポイントでありますし、市のほうが、事業者募集する上においてもしっかりした根拠を持って積算をして、財政的な予算の裏づけをもって、事業者募集する必要がありますけれども、想定の部分でおっしゃったように、小中学校以外は6,500人、これは想定実人数でございます。それを、1泊2日、また日帰り人数が何人になるかというのも想定もしながら、使用料金をいくらの上限にするのか、というのを現在検討しております。

具体的にきちんと固めるためには、やはり事業者の皆さん、実際のキャンプ場を運営されている事業者の皆さん、また、県内の青少年教育施設を運営している事業者の方もいらっしゃいますので、しっかりそのあたりのお話もしながら、一緒に組立てていければと考えています。最終的には募集をかけて、総合評価落札方式を考えていますが、きちんとできる部分をしっかり精査をしているところでございます。

それから、もう1点の運営に関しては、審査基準、非常に大事でございます。先ほど委員からもおっしゃっていただいたように、ここの項目も審議会の方で今後審議をしていただくこととしております。

そこで審査基準に沿った形で優秀提案者を選考して、教育委員会会議で決定をしていくという形になりますが、実際、決まった後の施設運営がどうなのかというのは、SPCとの契約であります。定期的に事業者との設計・建設に関する協議の場、また維持管理運営に関する協議の場、協議会というのを設置して、そこでしっかり状況も行政として把握し、施設の状況もお聞きしながら進めていきたい。

さらには、モニタリングを毎年実施する。運営協議会にも状況を報告させていただきながら、事業者もここに入って確認し、場合によってはアドバイスあたりもしていただく。さらに、リスク分担、非常に大事なところですから、今、表で示しておりますものも弁護士の見解もお聞きしながら、契約に向けて準備を進めていきたいと思っております。

なにぶん、まだまだ私どもも、このPFI事業というのが、今まで経験しておりませんので、しっかり事例も聞きながら、また専門家のご指導もいただきながら進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

(議長)

よろしいですか。他にございませんでしょうか。

(委員)

運営をするPFIの事業だと運営まで込みということのですけど、最近ずっと公共施設の指定管理っていうのがありますが、今は3年ないし4年、5年の更新があると思うの



ですけど、例えば、運営していたけど、ちょっとこれまづいよねっていう状況が陥ったときに、例えば、その運営を更新していくっていう仕組みはこの中には、基本的にはあるのでしょうか。

(事務局)

市が従来方式、DBO方式、PFI方式であれ、指定管理制度というのを多く導入しています。例えば、地域コミュニティーセンター、市の総合体育館等では、おおむね指定管理の期間としては、3年、5年という短期の契約でございますけれども、PFIの場合は、やはり中長期的な経営というのを非常に大事にしていますので、市の指針では15年から20年ということになっています。

他都市の状況では、15年が多いというふうに思っていますし、福岡の担当者の話を聞いても、長ければ、当然、継続して安定した運営ができるメリットはありますけれども、やはり毎年モニタリングはしていても、5年、10年、15年が一つのスパンだし、施設も新築で建てても、昨日建築の専門家の先生から聞いたのですが、15年経ってくらいからが、色々と不具合も出てくる、そういうメンテナンス期間というのもありますので、今のところ、15年というふうに思っております。

(委員)

要はそういう更新が可能なのかということです。

(事務局)

最初にPFIで募集した場合は、そのグループで指定管理者を決定します。実際、15年とした場合、契約が切れますので、そのあとは広く事業者を募集するという流れになっていきます。

(委員)

管理者のみ。管理していただく団体のみを募集する。

(事務局)

そうです。

(委員)

だから最初の段階は15年。

(事務局)

その後も、基本的に私どもの方は、5年ぐらいで替えるのはどうかと思います。教育施設という観点からですね。

(委員)

その事業者さんを変えるか変えないかの問題よりも、レビューをちゃんとしてそれを修正してもらう期間がちゃんとあるかどうかの方が重要だと、多分委員はそこを言われたかっと思うのですが、運営企業のパフォーマンスに対して、いわゆる自治体がKPIを使っているのと同じように、今年度どういうパフォーマンスだったかを、こういう例えば審議会だとか検討会みたいなもので、ちゃんと年度末に発表をしていただきたいと思うのです。

よくても悪くても、悪いから駄目なのではなくて、何が駄目だったのかが明らかになることが重要だと思うのです。業者を変えることがソリューションではなくて、どうやったら改善できるかをみんなで考える場が欲しいので、我々のような機関なのか、あるいは、この後協議会を設置されるようなのでその場所なのかわかりませんが、いずれもそういった公平な立場で審議をしていただいて、やったことに対するパフォーマンス評価をきちっとやれるような組織にしていきたいことが一つと、先ほどからSDGsの話もありましたけれども、私もすごく気になっているのは、このオープン前にどれだけ具体的にプログラムの中身を詰められるかだと思うのです。

そのところで事業者がまだ決定していない段階で、我々がどこまで踏み切れるのかっていうのがすごく心配で、それで私たち、仮にこういう検討会でそれを詰めたとして、それが本当にその運営企業に受け継がれるのか、それがきちんと変更ができるのかどうかというところが少し不安で、この辺のところをどうするかっていうところはもう一度ご検討いただきたいなというふうに思います。

(事務局)

施設運営にあたっては、モニタリングを市として、責任を持って行いますし、市民アンケート、満足度調査も行います。

それから、維持管理運営に関する、市と事業者の協議会も設置をして定期的開催します。さらに、本運営協議会にもきちんと事業の報告をし、それに対しての委員さんからのご意見も入れて、それも踏まえて、必要に応じてSPCに対するお願い、改善、指導、それから、次の段階になった場合、当然、指定管理は、専門の金峰山少年自然の家だけの業務をする事業者とは限りませんので、もしも、破綻した場合というのも当然考えなければなりません。

少なくとも、15年間については、SPCという専門の会社を設置します。市と金融機関は協定を結び、それから、金融機関とSPCも、契約なり、協定を結びますので、今、金融機関と話しているのは、運営が成り立たなくなったらどうするのかと、そういうことにならないような、事業者を選ばないといけないのですけれども、そういう部分もあり得る部分というお話は聞いております。

いずれにしても、委員にもおっしゃっていただいたように、しっかりと、事業者のほうから、この施設の設置目的に沿った事業展開ができるように、市としても、官民連携事業でするので、市の施設でもありますので、青少年教育施設、社会教育施設としてしっかり管理・連携をしてまいりたいと考えております。

(議長)

ほかにございますか。いいですか私のほうから。

今出ていまして、プログラムの要求っていうか、それはよく分かるのですが、受ける場合には、やはり、事業費とそれのバランスをやはり。先程、委員が言われましたように、それを固定しといて、中身だけ変えて色々やれるという話よりも、そこも協議した形にならないと。長い間、最初に決めた内容で、15年間というのは非常に難しいと思うので、5年なり3年なりの見直し期間の中にその全体も見直していただくというほうがいいのかと思います。

中身だけ変えろと言われて予算は一緒っていうのはなかなか難しいので、そのへんは受ける側も、なかなか難しくなってくるのでそこを考えていただければと。

私としては、今までの施設、大体国体の施設見ると、競技会でつくって、あと市民に使えと言われても、もう何ともならないと。やはり使う、運営するほうが一緒になって、ハード面をつくっていくという非常にいいかな。方式としては色々あると思いますけど。

あと簡単な話ですけど、民営化するっていう話になったときに、公共施設を民営化するのに、一番の問題は何かっていうとやはり、色んな情報を一手に引受けて処理できる場所というのがなかなかこう、エントランスホールはあるのですが、スポーツ施設でいうと、公共施設には、受付というものがなくて、事務室にあって、事務室からこうしていってというのは、やはり民間にとっては非常にやりにくい話なので、やはり一括してこの内容を説明出来て処理できる、そういうのを中に入れてもらうということは非常に重要なことというふうに思います。公共の施設は、その対面の対応が非常にやりにくい、ハードになっている。どちらかという、事務だけをやる部屋があって、対応してないのではないかと思うので、この中に見えなかったもので、そこは必要ではないかと思います。

そのほかございませんか。

(委員)

これからの、動きに関してなんですけど、運営に関しての様々な方針は、これから年末までに決まるということですけども、我々はそれをいつ見られますか。

(事務局)

本日、運営協議会の委員の皆様到现在の状況をご報告させていただきました。

私たちが教育委員会会議に随時報告していきますので、必要な情報というか、今こういう状況ですとか、要求水準書の案をこれで検討していますとかいうのを、お送りさせていただいて、よければそれに対するご意見とか、アドバイスをいただければ、またよりよいものになると思いますので、ご協力をお願いしたいと思います。

(委員)

それは喜んでしたいのですが、市民の方たちにオープンにする前にその実施方針とか何

か公開する前に我々がそれを拝見させていただいて、こういうディスカッションができる  
といいなと思います。

もちろんきちんと進めていただけるとは思うのですが、ただ、細かいところの部分っ  
て、目が届かないこともあるかもしれませんから、そういうのが反映できるような場がある  
とありがたいです。

(事務局)

協議会の場として一堂に会することはなかなか何度もできないと思いますけれども、  
11月には政策会議に諮りますので、要求水準書案など、まだ粗々かもしれませんが、  
そういうのを見ていただいて、ご意見を賜りたいと思います。よろしくお願いします。

(議長)

ほかに何かございませんか。

(委員)

新しいこの金峰山の施設の中で、今子どもたち特に小学生の場合、いじめとか不登校、今  
第2のピークがきていて、中学校が一番大変だと思うのですが、小学校が結構大変なと  
きに、この施設を通して先ほどのSDGsではなくて人権や様々な問題をどういうふうに、  
やはりその子どもたちに体験してほしいかということは、ある程度形にして、色んな標準化  
をしておかないと、そこがとても大きなような気がして、その辺のお考えいかがでしょうか。

(事務局：青少年教育課長)

今の件につきましては、教育委員会の教育所管ということになりますので、青少年教育課  
だけではなくて、指導課、それから人権教育指導室、また総合支援課等とも連携をしながら、  
どのような形で進めていくのか。

一つはこれまでの金峰山少年自然の家で行われていた集団宿泊教室のよさというものを  
残しつつ、新たな形で、集団宿泊教室の中でする部分、それから、それとは別に不登校で、  
なかなか体験が出来ない、一緒に行くことが出来ないっていうお子さん方を、どのようにす  
るのか、というふうなことにつきましても、これまでもそのあたりについては適応指導教室  
等でお子さん方、なかなか一緒に参加出来ないお子さん方の集団宿泊を別途計画されたり  
しておりましたので、そのようなことについては、業者選定の際に、プログラム、または学  
校教育をどう位置づけるかっていうところで、示させていただく必要があるのかなという  
ふうには思っております。

また、そのほかの関係機関でありますとか、博物館ですとか、実際この金峰山少年自然の  
家が中止になる前は、消防局とも連携をした、防災教室が計画されていたのですが、実際  
に中止になってしまいましたが、そういう博物館との連携であるとか、消防局との連携、又

環境局との連携というのは、先ほど、主査のほうからお話をしておりますが、プログラムの中に、どう位置づけるか。また、実際の運営の中で、会議体をつくって進めていきますので、そういうところについては、一方では学校からの要請、学校がこういうことをやりたいということを柔軟に取り込めるような形が必要になるのかなというふうに思っておりますので、その点についてはまた関係課とも連携しながら、やっていきたいと思っております。

(委員)

ありがとうございます。課長とは、以前一新小学校で一緒にした体験がございますが、子どもたちを見ていると、いわゆる災害の場合でもそうだと思うのですが、赤青黄色ではないですけど、大丈夫な子は集団でいけるんですけど、やはり、いじめられたりする子、あるいはその特別、いわゆる愛着形成や、あるいは先天的な特別支援が必要な子どもというのは、個別の支援が必要になってくるので、そうすると、その後生きていくサバイバル技術みたいなのが、個別にやっていかないと、これから恐らくその子がこれから中学校になる、中学校でまたいじめられる、不登校になるというこの負の連鎖がどんどんどんどん広がって行って、結局、コロナで亡くなる数よりも自殺で亡くなる子どもたち、青少年の数が多いという現状が変わらないと思うのです。

そうすると、この問題に対しては、今おっしゃられたように、縦割りじゃなくて横につながっていくような新しい形で、その前提としてそれを最初から考えとかないと、全部が一つで、これでいけるという形のパッケージではなくて、より個別的に、そしてその中で子どもたちが癒やされていく、あるいは、サバイバルになっていくようなものが必要かなというふうに思います。ぜひよろしく願いいたします。

(委員)

それに関連してなのですが、今の課長のお話にもありましたように、色んなところが、色んな形でインプットされると思うのです。今後期待したいことは、プログラムのコンテンツをつくる時にどういう機関が、どのようなインプットされて、全体としてどういうふうにまとめていくのかっていうところがみたいです。

というのは、きちんと我々が考えているようなことが網羅されているのか。あるいは、該当する機関がこれで本当にハッピーなのかどうか。例えばPTAの視点でハッピーなのかどうか、キャンプ場の施設でハッピーなのかどうか、それぞれの視点でハッピーかどうかというのを、臆測は出来ますけどはっきりわからないですね。

だから紙媒体でまとめて今回すごくハードの中身についてはわかったのですが、ソフトのコンテンツをどういう、青写真で組立てられるのかを「見える化」していただきたいということと、それについての話合いの場が欲しいというか、それぞれの担当の方たちが私たちのこれはちゃんと入っていますかっていうポイントを、市民に全部オープンにする前に確認できる場を与えていただきたいなと思うところです。

(委員)

今の委員の意見に補足というか学校の立場から、この会でも色々な意見を聞くことが出来て、私自身もすごい勉強になって、すばらしい施設が出来そうだなととてもワクワクしているのですが、やはりあとはそのあとどう活用していくか、子どもたちの、小学生の活動がほぼメインって言うてもいいぐらいのことになるので、子どもたちがそこで何を学ぶことができるか、何を学ばせられるかっていうのは、学校としてもとても関心を持っていかねばいけないことだと思っています。

議長の方から、市民アンケートの紹介があったように、今までの宿泊教室2泊3日で行っていましたが、ウォークラリーだったり、ハイキングだったり、自然の中を仲間と一緒に動き回って体験をして、その部分は思い出に残って楽しかったってところはとても残っているかと思うのですが、そこから何を学んだのかっていうところは、残っていないのだなっていうところは、学校現場としてもしっかり反省をして、次に生かしていくべきなのだなというふうに思っています。

令和7年度ということになると、今の1年生がちょうど5年生になるときが、第1回目の体験になるかと思います。今の1年生といっても、新しい学習指導要領に変わって、教員が教え込むというよりも、自分たちで色々なものを学びとっていくって新しい学習を入学したときから学んでいる子どもたちになりますので、そのことも踏まえて、新しい施設で施設は変わりました。じゃあ、どんなその自然体験プラスαのSDGsも含めたところで、どんな学びができるのかっていうのをしっかり、今の段階から私たちも考え、市民にも考えていただいて、学校現場もしっかりそれを踏まえて、子どもたちにもこんなことをしにいくのだよっていうのをしっかりねらいを持たせた上で活動できるという期間にしていきたいので、今後それがどんなふうに、せっかく私たちが考えたこの基本計画に素敵な内容が盛り込まれていますので、それをどう、こう、現場でやっていけばいいのかっていうところをしっかりと学校としても押さえて一緒に取り組んでいけばいいと思っていますので、その辺のスケジューリング的なものっていうのはとても私も大事だなと思いました。

(議長)

ありがとうございました。

そのほかに、まだご意見をいただけない方も、いらっしゃると思いますが。

(委員)

不登校の子どもたちの居場所、居場所づくりとか、そういうところに、金峰山少年自然の家に行って、月1回でもいいから、こういう体験した、喜びを胸にして、何年かしたら、ああ、あそこに行ったからよかったなという、不登校の子どもたちも、活用できるような場所にもなってほしい。

だから、教育委員会のほうも、ある程度されていると思うのですが、こういう、活動があると。そこに行って、最初親御さんと一緒に行ってもいいです。だんだんと自分で行くよ

うな、体制をとれるように、教育の場でもありますし、体験の場でもありますので、体験をしていけば、木登りの体験もしてないと。そういう、小さいときからしていけば、後で大きくなってから分かる。

川崎市では、不登校の子どもたちが、不登校も普通の人も遊べる場、施設があるのですよね。研修に行ってその先生から聞いたのですが、不登校で学校に行かないけど、そこにきたら出席になるのです。そのほうが、不登校の子どもがなんか芽生えて、先生、定時制高校に行きたい。定時制高校行ったら、先生大学行きたいなど言ってきて、日本ではだめ、アメリカにします。アメリカの大学に合格して、今向こうで大学の教授として働いていますよっていう。

不登校、学校行かないから、何も出来てないとか、そういう差別じゃなくて、不登校の子どもたちが、いかにして人生を全うしている、活躍している、そういう活動の場所として、もう一つ考えてもらう。私はそう思うのですが。よろしく願いいたします。

(議長)

そのほか、何かありませんか。

(事務局)

様々な貴重なご意見ありがとうございます。しっかり運営側も、私たちも考えますし、また委員の皆さんからもご意見を賜って、どういう要求水準書づくりをするのか、色々アドバイスをいただきたいと思います。

また、アンケート、市民の皆様の意見では、金峰山周辺の豊かな地域資源、これにかなり期待をされております。

芳野校区の会長もおられますが、芳野校区、河内校区、それぞれ地元の皆さんに大変お世話になっていますが、これまで以上に、地元の皆さんに愛され親しまれる、また支えていただく施設となるように、一生懸命取り組んでまいりたいと思います。

プログラムの展開も、地域の住民の皆様との触れ合いであるとか、豊かなおいしい農産物等も多々あります。そういう体験学習も含めて、ぜひ、会長さんにもまたご相談させていただきたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

それからもう一点、施設の周辺には、九州森林管理局が所管されているフィールドがあります。子どもたちも多くウォークラリーとかナイトハイク、ネイチャーゲーム等で利用させていただいておりますが、整備を計画されているというお話を聞きましたので、よければ委員のほうからご紹介いただければありがたいと思います。

(委員)

金峰山周辺ですね。林野庁で指定してしまして、市民の皆様のレクリエーションの森ということで、自然環境とか登山、ハイキングとか利用していただくように、こちらとしても努力しております。

また、少年自然の家の周辺は、平成15年から「遊々の森」として、市の教育委員会と協定を締結して、周辺の利用をしていただいております。

今回、新しく施設を整備されるということで、あの周辺の国有林を森林整備事業として、森林に日が当たるように本数を調整して、光を森の中に持たせて、下層植生とか、少しずつでも増えていくように、山を健康にしていきたいというような事業を今後計画しており、本年度末に「遊々の森」を中心に、森林整備を計画しております。

事務局の方とも色々整備する中で、利用しやすいようお互いが協力して、今まで遊歩道がちょっと狭かったところもあると伺っておりますので、その辺も事業担当者で打合せしながら、利用しやすいように考えておりますので、今後とも関係者の皆様とも話し合いをしながら事業を進めたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(議長)

ありがとうございます。

隣の自然の部分で非常に一緒に協力していただくと、少年自然の家がもっと色んな意味で事業計画ができるのではないかなと思うので、ぜひご協力をよろしくお願いいたします。

そのほか、発言されたい方いらっしゃいませんか。

(委員)

P T Aのほうから、一保護者として要望としてあるのは、熊本地震を私たちは経験してきているので、少年自然の家で自然のよさを感じて、大事にしていかなきゃいけないものだというのを感じるのと同時に、自然の怖さと、地震のときに電気と水道のない生活をして、生き抜く力を子どもたちに付けてもらいたいなと保護者として思うので、あのとき防災グッズよりもキャンプグッズのほうが役に立ったと思うのです。そのことからそういうところを子どもたちが学べる、そんな施設になったらいいなと思っています。よろしくお願いいたします。

(議長)

ありがとうございます。

私のほうから、あそこは良いとして考えるというより、どちらかというと生かせるような三つの学ぶと考えるというのは似ているかなって、遊びっていうのは、その中で、それを生かすっていうほうがより、今後、今のご意見も含めて生活の中に生き抜くという知恵をこの施設で身につけ、次、気づいてもらえればいいのかというふうに思いますので、それを含めて三つを含めて生かしていくっていう考え方をでもできるかなと思うので、ぜひそれも考えていただきますようお願いいたします。

今話を聞いて、色んなことを考えると、選定の部分というのは非常に難しいなというふうに思いますけど、その辺は事務局のほうでうまく解釈をしていただいて、この場面としては、できるだけ子どもたちに、よりよい体験活動を含めて、与えられるような仕組みを



考えてもらいたいというのが、皆様のご意見じゃないかと思しますので、ぜひそこを事務局のほうはくみ取っていただいてやっていただければと思います。

もうよろしいですか。それではたくさん貴重なご意見をいただいたと思います。

事務局は大変だと思いますが、子どもたちのために、ぜひ、知恵を出して、今後も進めていただければと思います。今日はどうもありがとうございました。

(事務局)

委員長はじめ、委員の皆さん、貴重なご意見いただきましてありがとうございました。しっかりご意見も踏まえまして、また、地域、青少年教育団体さん、学校と連携してやっていきたいと思います。

また、市民ワークショップ、市民の皆さんの参画、子どもたちの参画というのをしっかり、特色の一つとして出していきたいと思っている中で、今後、校長先生はじめPTA協議会の皆さん方にご相談をさせていただきたいと思しますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(事務局：副課長)

それでは議長、長時間にわたりありがとうございました。また、委員の皆様、ありがとうございました。

最後に課長から、ご挨拶申し上げます。

(事務局：青少年教育課長)

本日は長時間にわたりまして、様々なご意見をいただいて、ありがとうございます。これまで、多くの機会にご意見をいただいて、実施方針等を作っていました。

本日いただいたご意見の中で、やはりまだまだ、欠けている部分などもたくさんあるというふうに思っておりますので、再度見直しを行いまして、よりよい形で進めていきたいと思っております。

また、今後とも多くのことがこれから必要になってくると思しますので、様々な視点でご意見をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。お世話になりました。

閉会